

## さいたま市請負工事検査規則

さいたま市請負工事検査規則（平成13年さいたま市規則第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、市が発注する工事の請負（以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事所管部 工事を所管するさいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号。以下「事務分掌規則」という。）第1条に規定する部並びにこれに相当する市長その他の執行機関及び議会の内部組織をいう。
- (2) 工事所管部長 工事所管部の長（市長が別に定める工事所管部にあつては、別に定める者）をいう。
- (3) 工事所管課 工事を所管する事務分掌規則第1条に規定する課並びにこれに相当する市長その他の執行機関及び議会の内部組織をいう。
- (4) 工事所管課長 工事所管課の長（市長が別に定める工事所管課にあつては、別に定める者）をいう。
- (5) 工事検査員 事務分掌規則第13条第6項の工事検査員をいう。

（検査の種類）

第3条 工事検査員の行う検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するために行う検査
- (2) 中間検査 工事期間の途中において随時行う検査
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に既済部分の部分払等をしようとするときに行う検査

（工事概要の通知）

第4条 工事所管課長は、工事の契約を締結したときは、速やかに工事概要通知書（様式第1号）により財政局契約管理部工事検査課長（以下「工事検査課長」という。）に当該工事の概要を通知しなければならない。

(検査の手続)

- 第5条 工事所管課長は、受注者から工事完成通知書の提出又は部分払の申出があったときは、速やかに当該工事を確認の上、工事検査請求書（様式第2号）により工事検査課長に検査を請求しなければならない。
- 2 工事所管課長は、中間検査の必要があると認めたときは、工事検査請求書により工事検査課長に検査を請求しなければならない。
- 3 工事検査課長に工事検査命令書（様式第3号）により検査を命じられた工事検査員は、第1項又は前項の工事検査請求書が工事検査課長に提出されたときは、速やかに検査を行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、工事検査課長は、中間検査の必要があると認めたときは、工事検査命令書により検査を命じた工事検査員に検査を行わせることができる。

(検査実施の通知)

- 第6条 工事検査課長は、工事の検査を実施しようとするときは、あらかじめ工事所管課長に、その旨を通知するものとする。

(工事手直し)

- 第7条 工事検査員は、工事の検査により工事について手直しが必要な部分があると認めるときは、直ちに工事手直し指示書（様式第4号）により工事所管課長に指示するとともに、工事検査課長に報告しなければならない。ただし、手直しが必要な部分で工事検査員が軽易な手直しと認めたものについては、この限りではない。
- 2 工事手直し指示書の指示事項について手直しが完了した場合において、工事所管課長は、工事手直し完了報告書（様式第5号）に工事手直し指示書を添付して工事検査員にその旨を報告しなければならない。
- 3 工事検査員は、前項の規定により工事手直し完了報告書を受領したときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。

(検査結果の報告等の発行)

- 第8条 工事検査員は、完成検査又は既済部分検査を終了したときは、これらの結果を工事検査報告書（様式第6号）により工事検査課長に報告しなければならない。
- 2 工事検査員は、工事の検査により工事を適正と認めたときは、工事完成検査調書

(様式第7号)又は工事既済部分検査認定調書(様式第8号)を工事所管課長に発行しなければならない。

3 工事所管課長は、前項の規定により工事完成検査調書又は工事既済部分検査認定調書を受理したときは、受注者に通知するものとする。

(検査の特例)

第9条 工事検査課長は、第3条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより工事所管部長が指定する職員に検査を行わせることができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市請負工事検査規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結された工事の請負の契約について適用し、同日前に締結された工事の請負の契約については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市請負工事検査規則第2条の規定は、この規則の施行の日以後に締結された工事請負契約に係る工事検査について適用し、同日前に締結された工事請負契約に係る工事検査については、なお従前の例による。

附 則(平成19年11月30日規則第139号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第30号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号カの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第33号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月27日規則第72号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月30日規則第77号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日規則第87号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年10月29日規則第106号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日規則第9号抄）

1 この規則は、平成22年3月28日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月23日規則第67号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市請負工事検査規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結された工事請負契約に係る工事検査について適用し、同日前に締結

された工事請負契約に係る工事検査については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月16日規則第81号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第36号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

工 事 概 要 通 知 書			
工事検査課長		年 月 日	
様		課 (所・室) 長	
次の工事について請負契約が締結 (□変更) されましたので、設計図書等を添付し通知します。			
工 事 名	<input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 市 単 独		
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
受 注 者			
契 約 日	当初		変 更
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 所 管 課 ( 所 ・ 室 ) ・ 係			
監 督 職 員			
現 場 代 理 人			
主 任 ( 監 理 ) 技 術 者			
工 事 の 概 要			
		契約番号	

備考 変更の場合は二段書とし、変更後を上段とする。

様式第2号(第5条関係)

工 事 検 査 請 求 書	
年 月 日	
工事検査課長	様
課 (所・室) 長	
次の工事の	<input type="checkbox"/> 完 成 <input type="checkbox"/> 中 間 <input type="checkbox"/> 既済部分
検査を請求します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 所 管 課 ( 所 ・ 室 ) ・ 係	
監 督 職 員	
現 場 代 理 人	
完 成 年 月 日	年 月 日
完 成 通 知 受 理 日	年 月 日
備 考	
契約番号	



様式第4号(第7条関係)

# 工事手直し指示書

年 月 日

課(所・室)長様

工事検査員

完成  
工事の 中間  
既済部分

検査の結果、次のとおり手直しを指示します。

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
受 注 者			
検 査 実 施 日	年 月 日	手 直 し 期 限	年 月 日
指 示 事 項		指 示 事 項	
		契 約 番 号	



様式第5号(第7条関係)

## 工事手直し完了報告書

年 月 日

工事検査員

課(所・室)長

指示事項については、年 月 日に手直しが完了したことを、確認しましたので報告します。

監督員

工 事 名			
工 事 場 所			
請負代金額	円		
受 注 者			
検査実施日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
指 示 事 項		処 理 事 項	
		契約番号	

様式第5号別表

工事手直し完了報告書(別表)

指 示 事 項	処 理 事 項	
	契約番号	

様式第6号(第8条関係)

<h2 style="margin: 0;">工事検査報告書</h2>							
工事検査課長				年 月 日			
工事の <input type="checkbox"/> 完 成 <input type="checkbox"/> 既済部分				工事検査員			
検査の結果を次のとおり報告します。							
工 事 名							
工 事 場 所							
請 負 代 金 額	円						
受 注 者							
工 期	年 月 日から 年 月 日まで						
工 事 所 管 課 ( 所 ・ 室 ) ・ 係							
監 督 職 員							
検 査 年 月 日	年 月 日						
手直し検査年月日	年 月 日						
立 会 人							
監 督 員 評 定 点	点	総括監督 員評定点	点	工事検査 員評定点	点	評 定 点 合 計	点
検 査 結 果							
				契 約 番 号			

様式第7号(第8条関係)

# 工 事 完 成 検 査 調 書

年 月 日

課 (所・室) 長 様

工事検査員

次の工事の完成検査を行った結果、契約書及び設計図書のとおり完成したことを確認しました。

検 査 年 月 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
監 督 職 員	
備 考	

様式第8号(第8条関係)

## 工事既済部分検査認定調書

年 月 日

課(所・室)長様

工事検査員

工事の既済部分検査の結果、次のとおり認定します。

検査年月日	年 月 日
既済部分率	%
工事名	
工事場所	
受注者	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
既済部分検査回数	第 回
認定基準日	年 月 日現在
監督職員	
備考	